

## 地域医療構想調整会議における病院部会の設置について（案）

H29. 5. 11 医療介護計画課

## 1 部会設置の必要性

地域医療構想調整会議には、調整区域の全ての医療機関が参加するのが理想ではあるが、全ての医療機関が参加することは、事実上困難である。

国の「医療計画の見直し等に関する検討会」においても示されているとおり、調整会議内に全ての病院で構成される別の場を作って色々なデータを共有し、検討することで議論がスムーズに進むものと考えられることから、調整会議に「病院部会」を設置することとする。

## 2 検討例

- 広島圏域以外については、各圏域の病院を構成員とする「病院部会」を設置し、協議・検討を行う。
- 広島圏域については、安佐北区以北の病院を構成員とする「広島北部病院部会」と安佐南区以南の「広島南部病院部会」の2構成とする。

## 3 部会の運営方法等

## (1) 会長等

- 病院部会には会長1名、副会長2名程度を置く。
- 病院部会会長は、地域医療構想調整会議会長が自ら就くか、指名を行う。
- 副会長は県医師会及び県病院協会との協議に基づき、病院部会会長が指名する。

## (2) 協議内容

- ① 病床機能の分化と連携に関する事項
- ② 回復期を充実させるための円滑な移行に関する事項  
(医療介護総合確保基金を活用した病床転換に係る事前協議を含む)
- ③ 慢性期から新類型への移行に関する事項
- ④ 機能別病院名に関する事項

## (3) 検討結果の反映

- 検討結果は、調整会議を経て、保健医療計画(地域計画を含む。)に反映させる。